

仕 様 書

1. 件 名 コピー用紙購入
2. 予定数量 別紙1「調達物品一覧」のとおり
3. 規 格 (1)別紙1「調達物品一覧」のとおり
 なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基準を満たす物品を納入するものとする。

 (2)包装紙もしくは梱包等に製造メーカー名、商品名を表記し、常に品質を保証しうる形態となっていること。
 また、用紙の包装は500枚ごとに行うものとし、段ボール箱に梱包して納品すること。
4. 契約期間 契約締結日から令和3年2月26日までとする。
5. 契約方法 別紙1「調達物品一覧」に定める1数量単位あたりの単価をもって契約とする。
6. 納品場所 別紙2「納品場所一覧」のとおり
7. 納品方法 (1)係官の物品納入要求書による要求(5月・6月・9月・11月・1月・2月の各月1回を上限とする。)に基づき、その都度必要数量を各指定場所に納品すること。

 (2)納品に際しては、係官に納品の日時の確認を行った上で行うものとし、原則要求の翌日から7日以内(土・日曜、祝日を除く)の、9時30分から17時00分(12時00分～13時00分を除く。)までの間に納品すること。

 (3)供給者は納品の際に立ち会い、納品検査を受けるものとする。
 ただし、次の条件を満たす場合は、配送業者のみによる納品も可とする。
 1)配送業者は納入数量を明記した伝票を提出の上、数量確認に立ち会うこと。
 2)供給者において、納品検査不合格時に対応が可能なこと。(仕様書で定める期間内に検査合格品を納めること)
8. 検 査 当局係官の納品完了の確認をもって検査とする。
8. 支 払 支払は、前項の検査完了後、1ヶ月毎にとりまとめた適法な請求書を当局が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
9. そ の 他 (1)納品に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

 (2)発注する物品の予定数量は、過去の発注数量から算出したものであり、最低発注数量を保証するものではない。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 供給者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により注文者に報告しなければならない。

3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、注文者と協議しなければならない。

(4) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以上

調達物品一覧

別紙1

ID	品名	規格	色・サイズ等	予定数量	単位
1	コピー用紙	低白色再生紙 A4 2,500枚/箱		2,110	箱
2	コピー用紙	低白色再生紙 A3 1,500枚/箱		470	箱

納品場所一覧

納品場所	住 所	エレベーター
関東地方整備局 総務部経理調達課	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	使用可
関東地方整備局 首都圏臨海防災センター	川崎市川崎区東扇島58-15	使用可
鹿島港湾・空港整備事務所	鹿嶋市大字粟生2254	無し
鹿島港湾・空港整備事務所 茨城港出張所	ひたちなか市阿字ヶ浦町字千駄切552-7	無し
千葉港湾事務所	千葉市中央区中央港1-11-2	無し
東京港湾事務所	東京都江東区新木場1-6-25	使用可
東京空港整備事務所	東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎	使用可
京浜港湾事務所	横浜市西区みなとみらい6-3-7	無し
東京湾口航路事務所	横須賀市新港町13	無し
特定離島港湾事務所	東京都品川区北品川1-3-12 第5小池ビル5F	使用可
横浜港湾空港技術調査事務所	横浜市神奈川区橋本町2-1-4	無し